

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止
- ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立
- ・漁業災害補償法に基づく加入区の設定の一部改正（3件）
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

福 祉 保 健 課

//

水 産 経 営 課

//

警察本部会計課

◎ 公 告

- ・契約者等
- ・地籍調査の成果の認証
- ・土地改良事業計画変更の認可（2件）
- ・測量の実施
- ・鈴田川水系河川整備基本方針の閲覧
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧
- ・一般競争入札の実施

税 務 課

土 地 対 策 室

農 村 整 備 課

建 設 企 画 課

河 川 課

砂 防 課

警察本部会計課

告 示

長崎県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
介護老人保健施設 フォンテ 訪問リ ハビリテーション	長崎県南島原市深江 町丁2421	医療法人 栄和会 理事長 泉川 卓 也	長崎県南島原市深江 町丁2405	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハビ リテーション	令和7年4月1日

長崎県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
そよかぜ薬局 長与店	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷451-2	有限会社ななしま薬局 代表取締役 七嶋和孝	長崎県長崎市川平町1202	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	令和7年4月30日

長崎県告示第545号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
上対馬町加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 及び大型定置漁業区分

長崎県告示第546号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく魚類養殖共済についての加入区の設定（令和5年長崎県告示第711号及び令和7年長崎県告示第200号）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

五区第1019加入区の項を削り、

「

五区第1502加入区	五区第1502号の漁業権の区域
五区第1301加入区	五区第1301号の漁業権の区域

を

」

「

五区第1502加入区	五区第1502号の漁業権の区域
五区第1504加入区	五区第1504号の漁業権の区域
五区第1301加入区	五区第1301号の漁業権の区域

に改め、五区第1306加入区の項を削り、

」

「

五区第1311加入区	五区第1311号の漁業権の区域
五区第1034加入区	五区第1034号の漁業権の区域

を

」

「

五区第1311加入区	五区第1311号の漁業権の区域
五区第1800加入区	五区第1800号の漁業権の区域

に改め、

五区第1034加入区	五区第1034号の漁業権の区域
------------	-----------------

「

五区第1500加入区	五区第1500号の漁業権の区域
五区第1051加入区	五区第1051号の漁業権の区域

を

「

五区第1500加入区	五区第1500号の漁業権の区域
五区第1505加入区	五区第1505号の漁業権の区域
五区第1506加入区	五区第1506号の漁業権の区域
五区第1507加入区	五区第1507号の漁業権の区域
五区第1051加入区	五区第1051号の漁業権の区域

に改める。

」

長崎県告示第547号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく真珠養殖共済についての加入区の設定（令和5年長崎県告示第712号）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

北区第3054加入区の項及び北区第3059加入区の項並びに北区第3060加入区の項、北区第3065加入区の項を削り、

「

北区第3082加入区	北区第3082号の漁業権の区域
北区第3083加入区	北区第3083号の漁業権の区域

を

「

北区第3082加入区	北区第3082号の漁業権の区域
北区第3520加入区	北区第3520号の漁業権の区域
北区第3521加入区	北区第3521号の漁業権の区域
北区第3083加入区	北区第3083号の漁業権の区域

に改める。

」

長崎県告示第548号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づくかき養殖共済についての加入区の設定（令和5年長崎県告示第713号）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

北区第2066加入区の項を削る。

長崎県告示第549号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等**(1) 申請の時期**

この告示の日から令和7年11月21日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 随意契約に係る特定役務の名称

県税総合システム改修業務委託（eLTAX5期更改対応）

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県総務部税務課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年10月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 川上 隆太
- 5 随意契約に係る契約金額
84,183,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
島 原 市	R4年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 島原市 白山第9・霊丘第3	令和7年10月28日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 西海市土地改良区
認可年月日 令和7年10月29日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 山田原土地改良区
認可年月日 令和7年10月29日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、大村市長から公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

大村市全域

令和7年11月4日から
令和8年3月31日まで**鈴田川水系河川整備基本方針の閲覧（公告）**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、鈴田川水系河川整備基本方針を策定したので、同条第5項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 閲覧の期間
この公告の日から起算して1か月
- 2 閲覧の場所
土木部河川課、県央振興局建設部河港課

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和7年11月7日から令和7年11月20日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 対馬振興局建設部河港課、対馬市上対馬振興部地域振興課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 対馬市上対馬町
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき対馬市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒817-0011 対馬市厳原町宮谷224
対馬振興局建設部河港課

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析装置 1式
※詳細は入札説明書による

- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
令和8年4月1日から令和16年3月31日まで
 - (4) 設置場所
長崎県警察本部刑事部科学捜査研究所 5階化学鑑定室
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。
 - (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- （名称）長崎県出納局物品管理室
- （電話）095-895-2884
- （提出期限）令和7年11月21日（金）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- （名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
- （電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- （期 間）この公告の日から令和7年11月21日（金）までの間（県の休日を除く。）
- （場 所）4の部局等とする。
- （その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
- （場所）長崎県警察本部3階入札室
- （期日）令和7年12月18日（木）13時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部に確認すること。

9 郵送による場合の入札書の受領期限等

（受領期限）令和7年12月17日（水）17時00分必着

（提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（その他）郵送による場合は書留郵便等により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(15) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(16) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Gas Chromatograph-Mass Spectrometer 1 set
- (2) lease period:
April 1, 2026 through March 31, 2034
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters,
Criminal Investigation Department, Forensic Science Laboratory
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. December 17, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. December 18, 2025
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext. 2231

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号電話代表
直通表
(八二四)
二二一
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト弥